

自治体向け中東呼吸器症候群 (MERS)Q&A(平成 27 年 6 月 12 日版)(6 月 19 日更新)

(渡航歴)

問1 6月4日通知の定義にある「※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国」とは、具体的にどの国又は地域のことですか？

答 アラビア半島や周辺諸国のうち、発生国（輸入例ではないMERSの確定患者の発生が認められた国）のことで、具体的には、アラブ首長国連邦、イエメン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、ヨルダン（6月11日現在。イラン及びレバノンも、輸入例の発生であるため、含まない。）のことを指します。

(渡航歴)

問2 対象地域の空港で乗換え（トランジット）は、対象地域に渡航したことに当たりますか？

答 ケースバイケースですので、対象地域においてどのように滞在したか、状況をよく聴取してください。例えば、乗り換えに何日も要し、途中で空港敷地外に出て観光するなどした場合は、患者に接触した可能性を考えて、渡航したことに当たりますが、単に空港の一面で短時間、乗り換え便を待つだけでは、渡航したことは当たりません。

(接触歴)

問3 中東産のヒトコブラクダの食用肉を、中東以外の地域で喫食した場合は、「ヒトコブラクダとの濃厚接触歴」と判断できますか？

答 ヒトコブラクダとの濃厚接触歴とは、未殺菌乳の喫食等を想定しています。現在、非加熱の場合に、食用肉から感染するリスクについては不明ですが、中東地域で喫食した場合は濃厚接触として取り扱います。また、中東以外の地域で喫食した場合は、濃厚接触歴とは扱いません。

(保健所の健康相談)

問4 本人から健康相談を受けた際に、保健所は必ず本人に面会（診察）しないといけないですか？

答 健康相談の目的の一つは、相談者が疑似症患者定義に合致し、感染症指定医療機関に搬送するかを判断することです。保健所への健康相談の内容から、疑似症患者定義に合致すると判断できれば、診察の上、保健所の医師が疑似症として届け出て、速やかに患者を感染症指定医療機関へ搬送してください。他の病因と考えられる場合など電話だけでは判断できない場合は、面会して状況をよく聴取することを検討してください。

(搬送)

問5 医療機関を受診させる際に、必ず都道府県が搬送しないといけませんか？

答 疑似症として扱う場合は、都道府県が搬送できます【感染症法第26条】。二類感染症の場合、搬送しなければならないものではありませんが、搬送者が適切な感染予防策をとった上で搬送するように指示してください。（問6参照）

（搬送）

問6 医療機関を受診させる際に、家族が自家用車を運転して連れて行ってもいいですか？

答 疑似症患者の移送については、保健所が疑似症患者を収容して感染症指定医療機関に搬送することが望ましいですが、できる限り速やかに医療機関を受診させる観点から、家族等による搬送も可能です。ただし、二次感染リスクを防止するため、①公共交通機関を利用せず他者との接触を避けて移動できること、②適切な感染予防策（マスクの着用等）をとること、③家族が同行する場合、家族にも適切な感染予防策をとること等を指導した上で、速やかに指定した感染症指定医療機関を受診するよう指示してください。その場合、受け入れる感染症指定医療機関と十分な連絡・連携を図るとともに、濃厚接触者となる可能性がある家族については、居所の把握等の対応について適切に指示をお願いします。

（検疫所の対応）

問7 検疫所では、入国者に対してどのような対応を行っていますか？

答 サーモグラフィーによる体温測定に加え、ポスターの掲示やリーフレットの作成、検疫官による呼びかけを行い、発熱等の症状がある者や、MERS が疑われる患者と接触した可能性がある者に自己申告を求めています。また、韓国からの航空便において、検疫官への自己申告を促す機内アナウンスを実施してもらっています。

検疫の結果、接触歴があり、発熱等の症状のある者については、検体検査を行うとともに、自治体と連携し、医療機関に入院することとしています。症状がなくとも、接触歴があれば、健康監視の対象とし、検疫所からも定期的に健康状態を確認することとしています。

（疑似症の届出）

問8 疑似症の届出をするのは、感染症指定医療機関の医師又は健康相談を受けた保健所の医師に限られますか？

答 疑似症患者の届出は、感染症指定医療機関以外の医師、例えば、検疫所の医師、保健所の医師、医療機関の医師等によってもできます。

（入院医療機関）

問9 感染症指定医療機関ではない医療機関に入院している患者（ICUで個室・陰圧管理中など）でも、MERSの疑似症患者であれば、必ず感染症指定医療機関に転院させなければ

ばいけませんか？

答 原則として感染症指定医療機関に入院させる必要がありますが、緊急その他やむを得ない理由があるときは、知事の判断により適当と認める医療機関に入院させることができます。感染症指定医療機関が満床である場合や、重篤な合併症等のため搬送が不適當である場合、他の医療機関で合併症の治療が必要になった場合、より重篤な感染症患者の入院が必要になった場合、などを想定しています。【感染症法第 19 条】

(陰性の確認)

問 10 任意で実施した MERS 検査の結果が陰性であった場合、再検査は必要ですか？

答 不要です。ただし、健康監視中の方が 14 日間の健康監視中に、疑似症患者の定義に合致する状態となった場合には、改めて検査が必要となります。

(国への検体の搬送手段)

問 11 国立感染症研究所へ検体を送付する際は、どこに送付すればいいですか？

答 国立感染症研究所ウイルス第三部（村山庁舎、東京都武蔵村山市学園 4-7-1）へ送付してください。

車両で搬送する際には、事前に「搬送者の所属及び氏名、搬送車の車種及びナンバー、到着予定時刻」について、厚生労働省健康局結核感染症課宛てに御連絡をお願いします。搬送時に、搬送者は身分証明書を携行し、国立感染症研究所の職員の求めに応じて身分証明書の提示をしてください。

(国への検体の搬送手段)

**問 12 国立感染症研究所へ検体を送付する際は、ゆうパックで送付してもいいですか？
また、警察車両による伴走は必要ですか？**

答 直接生物テロに使用されるおそれが高い臨床検体については、病原体等管理の規制の対象としていませんが、臨床検体の取扱いに関しては、十分留意した上で特定病原体等に準じた取扱いをすることが好ましいです。具体的には迅速かつ確実に送付及び検査を実施するため、公用車や航空機等で自治体職員によって直接搬入してください。（ただし、航空機による場合は、手荷物として持ち込むことはできず、貨物として危険物の申告が必要）各自治体で、事前に想定される交通手段の確保をお願いします。また、警察車両の伴走は不要です。

(費用負担)

問 13 任意で検査するために入院させた場合、入院医療費の取扱いはどうなりますか？

答 疑似症患者や確定患者に対して行う入院措置に基づく入院医療費については、公費負担の対象です。一方、疑似症の定義に該当しないが、患者の症状の程度等に応じて、医師の判断に基づき念のために検査を行うために、入院させた場合は、感染症法に基づく措置

ではないため、入院医療費は公費負担の対象外となり、一般診療と同様に医療保険と患者の自己負担によります。

(費用負担)

問14 任意で検査する場合は、検査費の負担はどうなりますか？

答 疑似症の定義に該当しないが、医師の判断に基づき、念のために検査を行う場合は、実施の可否は自治体が判断し、その検査費用は原則自治体が負担します。(疑似症の場合は、行政検査の費用の1/2を国が負担します)

(院内感染対策)

問15 MERS患者と接触する際には、エボラ出血熱対応の際のように上下つなぎ服を着用する必要がありますか？

答 「中東呼吸器症候群(MERS)・鳥インフルエンザ(H7N9)に対する院内感染対策(2014年7月25日・国立感染症研究所感染症疫学センター、国立国際医療研究センター病院国際感染症センター)」において、患者(確定例)に対して推奨される具体的な院内感染対策として、「ガウン(適宜エプロン追加)を着用」とあります。これは、防水性を有する、標準的な接触感染対策のための一般的な防護服のことであり、上下つなぎ服である必要はありません。

(消防機関との協力)

問16 消防機関に患者の移送をお願いする際には、どのようにしたらいいですか？

答 感染症法に規定する患者の移送についての事務は都道府県等において実施されることとなります。消防機関の救急業務とMERS患者の関わりについて、平成27年6月9日付けで別紙の通知が出されています。これは、消防機関の救急業務の中で、MERS患者の疑いのある傷病者への対応の具体的手順について示したもので、消防機関がMERSの健康観察対象者を覚知したときに、速やかに保健所に連絡する等の対応を引き継ぐ旨を周知しているものです。患者の移送について消防機関に協力を求める必要がある場合には、あらかじめ各保健所において消防機関との連携体制の構築を進めていただくようお願いします。その際には厚生労働省健康局結核感染症課長通知「エボラ出血熱患者等の移送に係る消防機関の協力について」(平成26年11月28日付健感発第1128第1号)を参考にしてください。

消防救第306号
平成27年6月9日

各都道府県消防防災主管部(局)長 様

消防庁救急企画室長
(公印省略)

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について

標記の件については、先般、消防庁において、「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について」(平成27年6月3日付け消防救第75号消防庁救急企画室長通知。以下「6月3日通知」という。)により、各消防機関における基本的な対応を定めたところです。

今般、厚生労働省において、韓国の状況を踏まえ、中東呼吸器症候群(MERS)への感染が疑われる患者の発生時に、行政検査、患者搬送及び入院措置等の対応が迅速に行えるよう、当面の間、疑似症患者の定義及び疑い患者等が発生した場合の自治体の基本的な対応が変更されたことに伴い(「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)への対応について」(平成27年6月4日付け健感発0604第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)(別添1)、「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)への対応に関する具体的な運用について」(平成27年6月5日付け事務連絡)(別添2))、下記のとおり、6月3日通知を改正します。

貴職においては、下記の内容について十分に留意するとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防機関の救急業務と中東呼吸器症候群(MERS)患者との関わり

今般、厚生労働省から各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)に対して示された基本的な対応においては、健康監視対象者から健康相談を受けた保健所の医師が、中東呼吸器症候群(MERS)疑似症患者の定義に該当すると判断した場合、当該者を疑似症患者として取り扱うこととされた。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)において、中東呼吸器症候群(MERS)は二類感染症に指定されており、中東呼吸器症候群(MERS)の患者(疑似症を含む。)として都道府県知事が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事(保健所設置市の場合は市長又は区長)が行う業務とされている。

しかしながら、消防機関が行う救急業務に関して、傷病者を搬送後、その傷病者が中東呼吸器症候群(MERS)に感染していたと判明する場合もありうることから、下記2④に留意するとともに、消防機関としても、地域における保健所との連絡体制の構築に協力されたい。

2 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について

救急業務の実施に当たっては、保健所との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。

- ① 全ての傷病者に対して、標準感染予防策（「感染症の患者の移送の手引き」（別添3）参照）を徹底すること。なお、「中東呼吸器症候群（MERS）の患者搬送における感染対策」（別添4）についても参考とすること。
- ② 救急要請時に発熱症状又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を訴えている者については、過去14日以内の渡航歴の有無、中東呼吸器症候群（MERS）に関する健康監視対象者用指示書の有無等の確認を行い、当該者がMERSの健康監視対象者であることが判明した場合は、直ちに保健所に連絡し、対応を引き継ぐこと。（当該者は保健所の医師の判断に基づきMERSの疑似症患者として取り扱われる可能性があり、疑似症患者として取り扱われる場合は保健所により感染症指定医療機関への移送等の措置がとられるものであること。）
- ③ 救急要請時に中東呼吸器症候群（MERS）の健康監視対象者であることを確認できなかった場合でも、現場到着時に発熱症状及び健康監視対象者であると確認した場合には、直ちに保健所に連絡し、対応を引き継ぐこと。
- ④ 傷病者を搬送後、当該傷病者が中東呼吸器症候群（MERS）に感染していたと判明した場合には、保健所から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること。

3 消防庁救急企画室への報告について

各消防本部において、2②～④のような事案に対応した場合には、直ちに消防庁救急企画室に報告されたい。

【問い合わせ先】

消防庁救急企画室 田中補佐、寺谷専門官、芝

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7539